

◎支給要件別必要書類一覧表

申請者の方の養育要件及び所得要件に該当する必要書類を下記の支給要件別必要書類一覧表でご確認ください。該当する必要書類を作成の上、子育て世帯生活支援特別給付金窓口へ、原則、郵送でご提出ください。

【例】「養育要件3 新規児童手当受給者」で「所得要件A 非課税の方」の場合、必要書類は「(1) 申請書」と「(5) その他添付資料」となります。

		所得要件			
		A 非課税の方	非課税相当の未申告者の方	B 家計急変の方	
養育要件	1	児童手当受給者 ◆令和3年4月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者の方	申請は不要 ※ただし、公務員の方は(1)申請書、(5)その他添付資料の提出が必要です。		
	2	特別児童扶養手当受給者 ◆令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者の方			
	3	新規児童手当受給者 ◆次の①②のいずれかに該当する方 ①令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当（特例給付を含む。）の受給資格の認定を受けた方 ②児童手当の額の改定の認定を受けた方		以下の書類をご提出ください。	以下の書類をご提出ください。
	4	新規特別児童扶養手当受給者 ◆次の①②のいずれかに該当する方 ①令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方 ②特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた方	以下の書類をご提出ください。 (1)申請書	(1)申請書 (4)誓約書 (5)その他添付資料	(1)申請書 (2)簡易な収入見込額の申立書【または、(3)簡易な所得見込額の申立書】 (5)その他添付資料
	5	その他対象児童の養育者 ◆養育要件1～4以外の方で、次の①②のいずれかに該当する方 ①令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する方であって、日本国内に住所を有する方 ②令和3年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった方	(1)申請書 (5)その他添付資料		

※必要書類について

- (1) 申請書：低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）
- (2) 簡易な収入見込額の申立書：簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】
- (3) 簡易な所得見込額の申立書：簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】
収入で申し立てをすると所得要件を満たさないが、所得で申し立てをすると所得要件を満たす場合に提出してください。
- (4) 誓約書：誓約書（未申告者用）
非課税相当であることを確認するために誓約書を提出していただきます。申告により支給対象外となった場合、給付金の返還が必要となります。
- (5) その他添付資料
(1)～(3)の申請書・申立書の中で提出を求めている各種添付文書